

令和3年度 第11回 常設審議委員会 次第

【メモ】

基準日 令和 4年 3月16日(水)

1 諮問・意見聴取

- 1) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

2 報告事項

- 1) 令和5年度 農業政策・予算に関する要望書(原々案)に対する各地方連からの意見について
- 2) 令和4年度 北海道選出国會議員要請集会の開催中止について
- 3) 令和4年度 地区別農業委員会会長・事務局長会議の開催について
- 4) 自由民主党 総合農林政策調査会 農業経営における資金調達のあり方検討PTについて
- 5) 令和3年度 田畑売買価格等に関する調査結果(概要)について

3 協議事項

- 1) 令和5年度 農業政策・予算に関する要望書(原案)について
- 2) 令和5年度 農業政策・予算に関する要望書における要請活動について

次回 令和4年度第1回常設審議委員会は、令和 4年 4月25日(月曜日)

開会時間は、13:30です。

場所は、第二水産ビル 4F 会議室です。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

各地方農業委員会連合会からの「令和5年度農業政策と予算に関する要望」に対する要望・意見について

※ 届いた順番に整理しています。

地方連	要望・意見	対応
空知 (赤平)	<p>令和5年度 農業政策・予算に関する要望</p> <p>2行目 食料自給率向上</p> <p>5行目 日米貿易交渉協定</p> <p>15行目 令和3年度 【基本農政の確立】</p> <p>2行目 ことを踏ぬまえ 【その他】(2) 鳥獣被害対策の拡充・強化</p> <p>3行目 令和2年度において50億円 【その他】(5) 自然災害等による農業被害への支援対策</p> <p>2行目 地産治山事業等の推進</p> <p>4行目 電力供給減源</p>	訂正いたします。
空知 (深川)	<p>米農家への緊急支援が行われたところであるが、当面、新型コロナウイルス感染症の影響が続くと思われることから、想定される。</p> <p>米・乳製品における消費回復・喚起に加え、在庫対策等、在庫対策として、米は政府主導の生産調整、乳製品は予算により対応すること。</p> <p>さらに、国際的に流通が止まっている今こそ、国内生産に目を向けた施策により、経営の維持・発展等に向けた支援施策の継続と充実・強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。</p>	参考にさせていただきます。
空知 (深川)	<p>2. 農業生産基盤の強化</p> <p>(3) 農地中間管理機構関連農地整備事業の改善</p> <p>本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多いことから、採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。</p> <p>なお、特別控除は1事業内で複数年にわたって適用させること。</p>	<p>機構関連事業については、農地バンク事業を前提とした事業であることから、売買が発生しません。</p> <p>ただ、売買が伴う事業の場合に関する要請内容と考えますが、2,000万円控除においては、租税特別措置法において、同様の措置が規定されています。これは、税の控除額の悪用を避けるために作られている規定と解釈しております。事情は理解致しました。</p>

地方連	要望・意見	対応
空知 (滝川)	<p>水田活用の直接支払交付金の交付対象水田要件の見直しについて 要件の見直しは、農業者の経営に大きな影響を及ぼすだけでなく、農地の集積や流動化を沈滞化させ、耕作放棄地の増大など地域農業に極めて大きな影響を及ぼすほか、条件不利地域での離農の増加など地域コミュニティの崩壊につながる事が懸念される。</p> <p>さらに、土地改良区をはじめ、JAなど農業関係機関・団体の事業活動に対しても大きな打撃を与えることが想定されることから、地域農業を守る観点から、慎重な対応を図られたい。</p>	<p>現場の意見として、今後の対応の際に参考にさせていただきます。</p> <p>なお、水活関係については、現在、非常にデリケートな状況となっておりますので、要望書への反映はできない状況にあります。 ご理解ください。</p>
空知 (雨竜)	<p>(追加) ○水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の扱い 水張判断を令和5年からの5年間とし、 1.水田機能（畦、用排水）があるもの 2.高収益、園芸作物（花き、メロン）等は水張判断から除外し、交付対象水田の扱いとする。</p>	<p>現在、道庁の呼びかけでWGが設置されております。 WGでの議論の中で提案させていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
<p>空知 (沼田)</p>	<p>水田活用の直接支払交付金における交付対象水田見直しにおける実効性ある検証の実施について ※追加</p> <p>現在の農業・農村を取り巻く環境は、TPP11協定などによる急速な経済のグローバル化が一層進展する中、農業者の高齢化や担い手の減少、米価の大幅な下落、頻発する自然災害の発生など様々な問題を抱えており、地域農業の維持・発展が危ふまれる事態となっている。</p> <p>北海道内の各生産地では、昭和40年代から国の政策による主食用米の生産調整に取り組み、水稻と畑作物の輪作、経営面積の大規模化、品種改良や基盤整備など農業者の努力により主食用米の需給安定と生産者の経営安定に貢献してきた。</p> <p>今般、国における令和4年度予算編成において、水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の見直しが唐突に提示されたところであり、これは主食用米の需給安定や、経営面積が増加する中で経営規模や労働力、土壌条件等に応じて効果的・効率的な輪作体系を長い年月を掛けて構築してきた農業者のこれまでの努力を無にするものである。</p> <p>また、今回の見直し案のとおり取扱いが進められた場合には、主食用米を作付けする農業者の増加による「生産の目安」の実効性確保への懸念、水稻価格の下落や各種交付金の減少が農業経営の悪化を招く事による離農の増加、土地評価額の下落による資産価値の低下、計画的な基盤整備事業の停滞、将来への不安から農地流動化の停滞による遊休農地の増加など多くの課題が危惧されるものである。</p> <p>更には、農業・農村の有する多面的機能の崩壊により、防災・減災・国土強靱化に向けた取り組みの後退、SDGsやカーボンニュートラルなど国の進める取り組みへの影響も懸念される。</p> <p>日本の食糧基地の一翼を担う北海道農業が、将来に渡り持続的発展をする事により国内における食料の安定供給に貢献するとともに、農業者が安心して営農を継続できるよう、生産現場の実情と課題を把握し実効性のある検証を行うこと。</p>	<p>現在、道庁の呼びかけでWGが設置されております。</p> <p>WGでの議論の中で提案させていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
空知 (砂川)	<p>機構集積支援事業については、農地台帳の情報の正確性の確保、遊休農地の解消・発生の未然防止、農地法等に基づく業務、実質化された人・農地プランの実現を効率的に執行するために必要な事業であることから、十分な予算を確保すること。</p> <p>↓</p> <p>機構集積支援事業については、農地台帳の情報の正確性の確保、遊休農地の解消・発生の未然防止、農地法等に基づく業務、実質化された人・農地プランの実現を効率的に執行するために必要な事業であることから、十分な予算を確保すること。とともに、事業実施計画の承認を早期に行うこと。</p>	<p>事務的な問題でしかないことから、要望書の内容としては難しいと考えます。</p> <p>実際、農政局では4月に承認しているところもあると聞いています。</p> <p>しかし、農業会議でも困っている状況ではありますので、本道選出国會議員に対し口頭で依頼するなどの対応を検討します。</p>
根室	<p>乳製品における消費回復・喚起に加え、在庫対策等、経営の維持・発展等に向けた支援対策の継続と充実・強化を図るとともに必要な予算を確保すること。</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症の影響緩和について】1. 食料の安定供給において、要望項目とさせていただきます。</p>
根室	<p>農業・農産物の貿易を含む他国との協定等の発効に伴う影響を持続的に検証し、国会で審議する際にはその審議過程の透明性を確保すること。</p> <p>さらに、食料の安定供給・自給率の向上など、国内農業の振興を損なわないよう、加工原料乳生産者補給金、経営所得安定対策など、農業経営安定対策の充実を図ること。</p> <p>また、海外への販路拡大等、市場拡大対策を充実させること。</p>	<p>【国際貿易協定等における基本的な姿勢について】において、要望項目とさせていただきます。</p>
根室	<p>離農者の廃屋の解体撤去、非農地の処分を含めた基盤整備への支援制度を創設すること。</p>	<p>【人・農地に関する課題の解消】2. 農業生産基盤の強化(2)担い手への農地の集約化の促進のための措置において、要望項目とさせていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
根室	<p>新規就農者に占める農業後継者の割合は高く、就農し地域に定着した後は親の農業経営を継承することとなるため、農業次世代人材投資事業とは別に、新規学卒就農・Uターン就農を増やすための仕組みを検討すると共に、これらの農業後継者の定着と経営継承を支援すること。</p>	<p>令和4年度より、農業次世代人材投資事業と農の雇用事業が新規組替により新規就農者育成総合対策となっております。</p> <p>本体さくでは、サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援など新たなメニューが構築されているところです。</p>
根室	<p>経営の円滑な継承と新たな担い手の経営安定・育成を可能とすることを目的として、親子間売買によって経営資源を継承した場合において、譲渡所得税・不動産取得税・登録免許税・消費税等の減税措置を含む親子間売買制度の創設とスーパーL資金の無利子化の適用等について検討すること。</p>	<p>令和元年度より個人版事業承継税制が創設されております。</p> <p>個人経営の場合、農地の生前一括贈与の納税猶予の特例措置と組み合わせることで、農業経営に必要な資産を継承することが可能となっております。</p> <p>親子間売買については、個人経営の継承において必要との認識はありますが、個人版事業承継税制は、令和10年までの時限立法となっておりますので、この間は、要請項目とすることは困難と判断しております。</p>
根室	<p>農地を地域の担い手へ集積(売買)した場合、譲渡所得税の特別控除額を無条件で3,000万円に引き上げること。</p>	<p>現在の根室管内の平均面積と平成元年くらいの平均面積を比較すると現在売買されている農地は、平成以降に一度売買された農地が再度売買されていると考えられます。</p> <p>道内では、昭和50年代後半をピークに農地価格が減少しております。</p> <p>税務申告をする際に、平成以降に一度売買している農地については、取得費(購入金額)を記載すれば3,000万円までの譲渡所得税の特別控除額は必要ないと考えられます。</p>
根室	<p>全ての特例適用農地等を後継者へ使用貸借しても継続適用の特例となり、納税猶予が打ち切りとならないよう次の事項も追加し、特例の拡大を図ること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業者年金受給に関わらず、後継者へ経営継承に伴う特例適用農地 2 受贈者が構成員となる農地所有適格法人へ特例適用農地等を貸付ける場合 	<p>1・2については、現行の特定貸付制度により全て可能となっております。</p>

地方連	要望・意見	対応
根室	<p>農業経営の安定化と耕作放棄地の未然防止を図るため、賃貸借への支援が中心で全国一律の仕組みとなっている現行の農地集積対策を見直し、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要であることを政策上の課題と位置づけ、売買による農地集積への支援や非農家から担い手への所有権移転を促進する施策を導入し、相続未登記農地や遊休農地の発生を防ぐこと。</p> <p>また、離農時にあっせん等により所有権を移転した場合は、譲渡所得特別控除について、大幅に引き上げること。</p>	<p>【人・農地に関する課題の解消】1. 優良農地の確保（2）農地の所有権移転の促進において、前半部分は要望項目としております。</p> <p>また、税控除については、前述のとおりとなります。</p>
根室	<p>新規就農に伴う農地・施設・機械等の取得について支援する施策を拡充強化すること。</p>	<p>【人・農地に関する課題の解消】3. 担い手の育成対策の強化（5）新規就農のための「レンタル農場制度（仮称）」の創設として要望項目とさせていただきます。</p>
根室	<p>共同経営型の法人の設立にあたり、農業用施設・機械・農地等の農業用資材を法人に譲渡する際の譲渡所得税・消費税等の減免措置を講じることに加えて、所有権移転により農地集積を図る農地所有適格法人に対する法人税・固定資産税減免等の新たな支援措置を検討すること。</p>	<p>個人経営と法人経営では人格が異なることから、設立時における税の減免措置を要請することは、かなりの理論武装が必要となります。</p> <p>今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>所有権移転については、現在、【人・農地に関する課題の解消】において、政策誘導について要請項目としております。</p> <p>まずは、現在の貸借中心の農地施策から所有権移転の農地施策への変更が必要となります。</p>
根室	<p>農業者年金制度の定着・安定を図るため、平成14年1月1日以降に設定期間を迎えた第一種加算対象農地等及び第二種加算対象農地等について、使用収益権の再設定を行う相手方適格要件のうち、60歳未満の年齢要件を廃止すること。</p>	<p>今回の農地制度の改正により、農地法第3条と農地バンク事業の2択となります。</p> <p>おそらく農地バンク事業を活用せざるを得なくなると思いますので、事実上、年齢要件は関係なくなります。</p>
根室	<p>政策支援の対象となっていない直系卑属の配偶者が経営を主宰する事例がある。経営移譲後に経営主となる可能性が高いため、政策支援の対象とすること。また、特に女性である場合は、農業の担い手としての位置づけ地位向上を図る観点からも必要である。</p>	<p>【農業経営に関する支援】2. 農業者年金で要望項目とさせていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
根室	特例保険料及び国庫補助額の拡大として、現在、特例保険料・国庫補助額合わせて上限20,000円の保険料を引き上げること。	政策支援加入の本来の主旨と異なると考えます。
根室	<p>鳥獣被害については、農作物への食害を防止するため「鳥獣被害防止総合対策交付金」について十分な予算を確保すること。</p> <p>また、抜本的に改善するため鳥獣被害の具体的な削減目標を掲げる新たな対策を構築すること。</p>	【その他】(2) 鳥獣被害対策の拡充・強化において要望項目とさせていただきます。
宗谷	農業経営に意欲を持つ人材確保のためには、昨今の近代的農業の実態や農業の魅力を伝えるなど、情報発信の強化のための財政的な支援が必要である。	既に、人・農地等情報マッチング推進総合対策や、食育の推進と食文化の保護・継承などが措置されております。
宗谷	小規模農業経営体の維持継続を持続可能なものとするために機械、施設などへの支援、中古機械購入などの条件緩和、申請手続きの簡素化などの対策を強化することが必要である。	補助事業においては、中古機械等の導入を認めた場合、補助の意義が薄れることから困難である旨の回答がされております。
宗谷	継続的な強い農業の実現に向けては、担い手不足の深刻化や高齢化が進む中、青年新規就農者を増加させる施策が不可欠である。しかしながら今後、後継者のいない高齢農業者の離農がさらに増加傾向と予想されることから、農村活力の低下・地域の崩壊を食い止めるためにも、国の新規就農総合支援事業（青年就農給付金）や農業経営移譲事業の拡充など、新規就農者対策の一層の強化を要望する。	頂いたご意見を基に要望項目への検討を致します。

地方連	要望・意見	対応
宗谷	<p>鳥獣被害対策をさらに推進するため「鳥獣被害防止総合対策交付金」の予算を拡充すること。</p> <p>平成 19 年に制定された「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づき実施している鳥獣被害防止対策について弾力的な運用ができるような対策を講じる必要がある。</p> <p>また、平成 27 年の鳥獣法改正により夜間銃猟等一部緩和されたが、ハンターの確保と育成に関してどの自治体も苦慮しているため、引き続き必要な対策を講じることを要望する。</p>	<p>【その他】(2) 鳥獣被害対策の拡充・強化において要望項目とさせていただきます。</p>
宗谷	<p>酪農者の経営と生活安定を図るための補助事業の一つでもある酪農ヘルパー事業であるが、農業者の休日・冠婚葬祭・旅行・所用等を安定して取れるようにヘルパー利用組合の事業の充実（人員の増員・補助金の増額）が必要である。</p> <p>また、市町村から支出している酪農ヘルパー事業補助金についても、高額の補助をしている状態である。このため、ヘルパー事業の改善・拡大とともに、補助制度の更なる検討を要望する。</p>	<p>【人・農地に関する課題の解消】③. 担い手の育成対策の強化(4) 農作業受託組織等への支援において、要望項目とさせていただきます。</p>
宗谷	<p>家畜の飼養頭数の維持・拡大、個体能力の向上や集約的な畜産経営の進展が見込まれる中、地域産業動物医療の提供体制の整備と処遇改善等による獣医師の確保を望む。</p>	<p>【その他】(3) 産業動物に従事する獣医師の確保対策において、要望項目とさせていただきます。</p>
宗谷	<p>農業農村整備事業は、農業生産力を支える重要な役割を持っており、生産性の向上を図るうえで基盤をなす農作業道整備や排水路整備及び暗渠排水整備など土地改良事業を継続的かつ安定的に実施することが不可欠であるため、必要な予算措置を要望する。</p> <p>また、TMRセンターやコントラクター等を活用した自給飼料生産のコスト削減が可能となる生産性の高い農業基盤の形成と、担い手への農地集積・集約化を行なう農業農村整備事業の推進を強く要望する。</p>	<p>【人・農地に関する課題の解消】2. 農業生産基盤の強化(1) 農業農村整備事業等の拡充と予算の確保において、要望項目とさせていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
宗谷	農業後継者の配偶者や新規就農者に対する政策支援の拡充など、農業者年金の適応条件の拡充を要望する。	【農業経営に関する支援】 2. 農業者年金で要望項目とさせていただきます。
宗谷	個々の技術レベル等の向上を目指して、雇用期間の延長と研修期間区分の見直しを望む。	新規就農者育成総合対策（農の雇用事業）では、2年間の支援から4年間の支援へ延長されております。
宗谷	農業者が従業員を確保するための住宅建設に係る費用に対する支援を要望する。	農業者に限定されておりませんが、「こどもみらい住宅支援事業」が創設されています。
宗谷	搾乳ロボットなどの導入は、農作業の省力化や高度な精度が求められる作業での活用が見込まれるが、故障やトラブルに対応出来る人材が不足しているため、専門的な技術者の確保等メンテナンス体制の確立について要望する。	国への要望というより、民間企業における体制の問題ではないかと考えます。
宗谷	地籍調査において、「国」表示で処理した基線・号線等の国有地（普通財産）のうち、現況農地については、買受希望者が現れた場合に、売渡しが迅速に行えるよう、表示登記をすること。	表示登記と売渡の迅速化が直結しないと考えられます。
渡島 (函館)	<p>函館市をはじめ道南地域は、建設中の大間原子力発電所から遮蔽物のない津軽海峡の対岸に位置しており、最短で23kmしか離れておらず、福島第一原発事故に見られるように万が一重大事故に至っては、農地汚染による農産物の出荷停止や作付制限が永年にわたって続き、農業の崩壊さらには、水産業に大きな影響を受けることになる。</p> <p>よって、道南地域における農業の振興、農業者の生活や安全で安心な農作物の供給を守るため、即時に建設を無期限凍結とすることを求める。</p>	<p>【その他】(6)において要請項目としております。</p> <p>なお、道内では、核廃棄物の受入の文献調査を実施している市町村もあることから、判断について慎重に行うこととしておりますので、ご理解ください。</p>
渡島 (函館)	TPP11, 日EU・EPA, 日米貿易協定, 日英EPAほか, 令和4年1月1日に発効したRCEP（東アジア地域包括的経済連携）など, 他国との通商政策が進んでいる状況にあるが, 食の安全・安定供給, 食料自給率の向上は重要であることから, 地域経済へ及ぼす影響を把握し丁寧な説明と経営の安定に資する対策の措置を求める。	【国際貿易協定等における基本的な姿勢について】において、要請項目とさせていただきます。

地方連	要望・意見	対応
渡島 (函館)	<p>(1) 経営所得安定対策の対象作物が、限定的であることから、畑作物の、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴薯、そば、なたねのみならず、農産物全般について弾力的な運用ができるような制度を再構築し、地域の実情を考慮した支援策を求める。</p> <p>(2) 有害鳥獣の適正な駆除のため、鳥獣被害防止対策に係る事業の一層の強化・拡充を求める。</p> <p>(3) 荒廃農地の解消および発生防止にも効果が見込まれ、地域農業の振興につながるコントラクター事業の推進について、事業者や作業受託者等への支援施策の強化・拡充を求める。</p> <p>(4) 農業用機械等導入への各種支援事業について、十分な予算を確保するとともに、新たな採択基準等を検討し、担い手が活用しやすい施策を求める。</p>	<p>(1) ⇒ 経営所得安定対策は、平成18年度以前において、それまでバラバラに措置されていた畑作物・水田関係の交付金をまとめた対策となっております。野菜などの生産物については、野菜価格安定対策事業など別途支援策が構築されております。</p> <p>(2) ⇒ 【その他】(2)により要請項目とさせていただきます。</p> <p>(3) ⇒ 【人・農地に関する課題の解消】3. 担い手の育成対策の強化(4)において要請項目とさせていただきます。</p> <p>(4) ⇒ 現在、北海道への風当たりが強い状況となっております。要請することによって、かえって逆の方向となる可能性がありますので、今年度は見送りいたします。</p>
渡島 (函館)	<p>当面受け手のいない農地の保全管理の取組みおよび再生利用可能な荒廃農地の再生に係る取組みに対する支援について、十分な予算を確保するとともに、地域の実情に応じて、補助率や対象農地等の要件の緩和や、支援の拡充を求める。</p>	<p>【人・農地に関する課題の解消】1. 優良農地の確保(3)において要請項目とさせていただきます。</p>
渡島 (函館)	<p>食の安全確保と農業経営安定のため、以下の点を求める。</p> <p>(1) 残留農薬解消技術の開発や国内外で残留基準が設定されていない農薬に対する一律基準の品目に対する適正な見直しを行っていくこと。</p> <p>(2) 農薬の飛散防止技術の調査研究および農薬の適正使用に関する指導や普及に努めること。</p> <p>(3) 輸入食品の検疫体制を強化するとともに、未承認遺伝子組み替え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないよう厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。</p>	<p>同様の要請が JA 系統で行われています。</p> <p>申し訳ありません。</p> <p>あまりに専門外で適切な要請を実施することが困難であることから、JA 系統との意見交換において、要望内容を依頼することにさせていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
渡島 (知内)	<p>農業次世代人材投資事業の十分な予算確保を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業次世代人材投資事業の要件見直し（拡充・緩和）を要望する。 ・ 新規学卒就農やUターン就農を増やすための仕組み作りに対する支援事業の創設を要望する。 ・ 新規就農者を受け入れる体制作りに対しての支援事業の創設を要望する。 	<p>来年度より、「新規就農者総合支援対策」へ新規組替されております。</p> <p>【人・農地に関する課題の解消】3. 担い手の育成対策の強化において要請項目とさせていただきます。</p>
渡島 (知内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営所得安定対策の十分な予算確保を要望する。 ・ 農業用機械等導入への支援事業について、十分な予算確保を要望する。 ・ 農業用機械等導入への支援事業について、採択基準を見直し、担い手が活用しやすい内容にすることを要望する。 ・ ビニールハウス等の施設整備への支援の充実を要望する。 ・ 地域の実情に合わせた事業要件の緩和を要望する。 	<p>【農業経営に関する支援】において要請項目とさせていただきます。</p>
渡島 (知内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業農村整備事業について、引き続き農村現場の要望に応える十分な予算確保を要望する。 ・ 農地耕作条件改善事業について、引き続き農村現場の要望に応えられるよう、十分な予算確保を要望する。 	<p>【人・農地に関する課題の解消】2. 農業生産基盤の強化において要請項目とさせていただきます。</p>
渡島 (知内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田活用の直接支払交付金の見直し後について、農業用機械等導入への支援や基盤整備等の支援事業の創設を要望する。 	<p>現在、道庁の呼びかけでWGが設置されております。</p> <p>WGでの議論の中で提案させていただきます。</p>
渡島 (七飯)	<p>現在、建設が進められている大間原子力発電所の建設の凍結を求めます。</p>	<p>【その他】(6)において要請項目とさせていただきます。</p>
渡島 (七飯)	<p>国及び都道府県による新規就農希望者等の宿泊研修施設の整備</p>	<p>農業者に限定されておりましたが、「こどもみらい住宅支援事業」が創設されています。</p>

地方連	要望・意見	対応
渡島 (七飯)	<p>付加価値額や面積の拡大が出来ない農業者への補助〔補助率3/10以内、5/10以内〕</p> <p>現状、『強い農業・担い手づくり総合支援交付金』及び『担い手確保・経営強化支援事業』では、採択基準のボーダーが高く、大幅な付加価値額の向上〔35%、60%以上の向上等〕や面積の拡大が出来なければ採択されない状況となっている。</p>	<p>理論上は、人口減少の中において、担い手への集積・集約化、規模拡大を進めていかないと日本の農業を維持できないという観点から事業が構築されています。</p> <p>地域の実情としては理解できますので、検討項目とさせていただきます。</p>
渡島 (七飯)	<p>道南(渡島・檜山)地域は、北海道に生息するヒグマの3大生息地〔大雪・知床・道南〕のひとつとされています。</p> <p>特に、道南地域は、他の2大生息地とは異なり、ヒグマの生息域と人の生活圏が密着しており、農地〔畑等〕に出没するヒグマによる農業被害は、年々増大し続け、両者の間には著しい軋轢を生じています。</p> <p>このことからヒグマに対する「くくり罠」使用による有害駆除許可の更なる緩和措置を望むものであります。</p>	<p>【その他】(2) 鳥獣被害対策の拡充・強化において要望項目とさせていただきます。</p>
渡島 (七飯)	<p>「地域を支える多様な農業経営体の重要性」に併せた長期的・総合的視点から、多様な農業経営の重要性をしっかりと位置づけ、着実な食料自給率向上政策の強化を求める。</p>	<p>【基本農政の確立】において要請項目とさせていただきます。</p>
渡島 (七飯)	<p>2018年の環太平洋連携協定〔TPP〕以降、欧州との経済連携協定〔日欧EPA〕・米国との日米貿易協定・更には東南アジアを中心としたRCEP〔地域的な包括的経済連携〕など巨大経済圏を立て続けに誕生させ、国内農業はかつてない規模の市場開放にさらされました。政府は、これら複数の協定が同時発行した影響を総合的に算定すべきで、その際厳しく影響等を見積もらなければならない。</p>	<p>【国際貿易協定等における基本的な姿勢について】において、要請項目とさせていただきます。</p>
渡島 (七飯)	<p>地域農業を守るためにも、今後5年間一度も米の作付けを行わない農地を対象外とする要件及び多年生牧草作付けに係る交付単価引き下げの撤廃・再考を望む。</p>	<p>現在、道庁の呼びかけでWGが設置されております。</p> <p>WGでの議論の中で提案させていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
渡島 (森)	優良農地を確保し農地の集約化を図るために、廃屋等となった農業用施設の撤去、及び農地再生に伴う基盤整備事業の支援を要望する。	【人・農地に関する課題の解消】2. 農業生産基盤の強化において、要請項目とさせていただきます。
渡島 (八雲)	新規就農者の農地取得支援施策の拡充 ・農地保有合理化事業における貸付期間の延長 ・土地購入時の借入資金への利子の無償化又は利子補給	【人・農地に関する課題の解消】3. 担い手の育成対策の強化において、要請項目とさせていただきます。 なお、合理化事業については、現在は10年の貸付期間も可能となっておりますので、農業公社へご相談ください。
日高 (浦河)	鳥獣被害対策の拡充・強化について 深刻化する鳥獣被害については、被害額はもとより営農意欲の減退等、農業・農村への影響は甚大である。 このため、農作物への食害を防止するため、電気牧柵等の設置によるほ場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も不可欠であることから、「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、十分な予算を確保すること。 また、抜本的に改善するため鳥獣被害の具体的な削減目標を掲げる新たな対策を構築すること。 さらに、近年ヒグマが市街地に出没する事例が増加しており、人的被害を未然に防ぐため、警察内に鳥獣駆除専門の部門を設けるとともに、猟友会においては高齢化や人手不足が深刻化していることから、併せて対策を講じること。	【その他】(2) 鳥獣被害対策の拡充・強化において要請項目とさせていただきます。
日高 (浦河)	農地における再生可能エネルギー発電の設置について ソーラーパネル設置業者の新規参入や農村地域へのソーラーパネル設置に対するガイドラインを整備するとともに、農地の保全・安全な土地利用を確保するため、総合的な土地法制の再整備を要望する。	【人・農地に関する課題の解消】1. 優良農地の確保において要請項目とさせていただきます。

地方連	要望・意見	対応
日高 (浦河)	<p>農地バンクの適正運用</p> <p>円滑化事業が令和元年度で廃止され、中間管理事業である農地バンクに統一されたが、北海道における農地バンクの実情としては、賃貸借契約の取扱いが機能していない状況である。</p> <p>そのため、円滑化事業による賃借期限が到来したときに、農地バンクで賃貸借契約の取扱いができない場合に限っては、特例として引き続き円滑化団体である町と農家で契約更新ができる仕組みを要望する。</p>	<p>状況は理解しましたが、現在令和5年度に向けて法律改正が予定されております。</p> <p>円滑化事業は、既に廃止されている事業であること、農業経営基盤強化促進法から農用地利用集積計画が削除される予定ですので、農業経営基盤強化促進法において、農地の売買・貸借を行う仕組みが無くなります。そのため、申し訳ありませんが、この項目の要請はできないと考えます。</p>
日高 (様似)	<p>農業所得安定対策（水田活用の直接支払交付金の見直し）</p> <p>この度の制度見直しについては、米の生産調整に取り組んできた農家にとって急な提案であり、水田機能を残しながらも、飼料用作物等、他品種の作付けにより現在まで農地として有効活用が図られ、更には農業所得の確保、地域としての農業生産体制が確立されるなど大きな貢献をされてきたことに対し、影響が生まれることは必至である。</p> <p>については、現行制度を継続するなど、激変緩和措置を含め柔軟な対応を望みます。</p>	<p>現在、道庁の呼びかけでWGが設置されております。</p> <p>タイミングを見てそちらへつなげていきます。</p>
林-ツ	<p>経営移譲年金（経営継承）の受け手の年齢要件が60歳未満と規定されているが、今回の年金制度の見直しを受けて、受け手の要件の緩和を要望する。</p>	<p>今回の法律改正によって、農地バンクを経由する農地の貸借がメインとなります。そのため、年齢要件は実質上関係なくなると考えられます。</p>
林-ツ	<p>農林水産省は令和4年度から、主食用米からの転作を促すため農家に支払ってきた「水田活用の直接支払交付金」の条件を厳格化し、令和8年産までの5年間に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針を示しているが、制度の見直しを進めるにあたっては、地域の実情に沿った運用となるよう生産現場の意見を十分取り入れ、地域農業に混乱を招くものとならぬよう慎重な対応を要望する。</p>	<p>現在、道庁の呼びかけでWGが設置されております。</p> <p>WGでの議論の中で提案させていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
<p>林-ツ</p>	<p>(1) 新型コロナウィルスやウクライナ情勢による原油高の高騰が懸念されることから、原油価格の安定対策の実施</p> <p>(2) 畑作物に対する交付単価の増額、支援対象数量の維持及び予算枠の拡充について要請する。中でも直接支払交付金（数量払い）の単価算定においては、適正な生産コストを単価算出に用い、地域の実態に見合った交付単価とすること。</p> <p>(3) 数量払いの支払時期の早期化</p> <p>(4) 国産麦を優先需要させる政策及び流通対策の確立</p>	<p>(1)については、【新型コロナウイルス感染症の影響緩和】において要請項目とさせていただきます。</p> <p>(2)については、生産コストを単価算出に用いと要請をするのであれば、現状において経営所得安定対策における単価が採算割れをしているというデータが必要となると考えます。</p> <p>(3)については、各作物の販売構造に起因するものであることから、販売構造等をお示しください。</p> <p>(4)については、【新型コロナウイルス感染症の影響緩和】において要請項目とさせていただきます。</p>
<p>林-ツ</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延により原油価格が高騰し、輸送コストや農業用資材の価格が増大しているため、農業用機械の燃料である軽油の販売価格に対する直接的な事業者向けの対策を講じるよう要望する。</p>	<p>【新型コロナウイルス感染症の影響緩和】において要請項目とさせていただきます。</p>
<p>檜山</p>	<p>水田活用交付金見直し（交付対象水田の厳格化）は北海道内の農業者はもちろん、檜山管内の農業者にとっても影響が大きいと、地域の実情に応じた柔軟な運用を要望する。</p>	<p>現在、道庁の呼びかけで WG が設置されております。WG での議論の中で提案させていただきます。</p>
<p>檜山</p>	<p>今回の見直しにより、収支が合わず、営農継続ができない農家が出てくることと想定される。</p> <p>その結果、農家戸数の減少、遊休農地の発生につながっていくこととなるため、期間、単価の見直しを求める。</p>	<p>現在、道庁の呼びかけで WG が設置されております。WG での議論の中で提案させていただきます。</p>
<p>石狩 (札幌市)</p>	<p>水田活用の直接支払交付金に係る交付対象水田の見直しにより、農地が短期間に遊休農地化することのないよう、農地の流動化促進など農地利用の最適化に向けて更なる対応を検討すること</p>	<p>現在、道庁の呼びかけで WG が設置されております。WG での議論の中で提案させていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
石狩 (千歳市)	水田活用の直接支払交付金の交付対象の見直しについては、生産現場の意見に十分配慮し慎重に検討すること。	現在、道庁の呼びかけで WG が設置されております。 WG での議論の中で提案させていただきます。
石狩 (恵庭市)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響緩和について 経営継続支援と生産資材等の安定供給について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による消費減退によって、原油価格が高騰していることから、輸送コスト・農機具の燃料・海外からの輸入資材など農業経営に必要な生産資材が高騰している状況にある。 そのため、生産資材の高騰に対する対策を構築すること。</p>	【新型コロナウイルス感染症の影響緩和】において要請項目とさせていただきます。
石狩 (恵庭市)	<p>「総合的な T P P 等関連施策大綱に基づく農林水産分野の対策」により、国際貿易協定の影響を最小限に抑えられている状況にあることを踏まえ、引き続き、経営所得安定対策等に関する関連予算を確保するとともに、国内対策を一層強化すること。</p> <p>また、農業機械等導入への各種支援事業については、十分な予算を確保するとともに、地域の実態に即した新たな採択基準の検討し、担い手が活用しやすい仕組みとし、北海道農業と地域社会の持続的発展に支障が及ぼすことのないよう、必要な対策を速やかに講ずること。</p>	【国際貿易協定等における基本的な姿勢について】において要請項目とさせていただきます。
石狩 (北広島)	<p>原油価格が高騰しており、農機具等の燃料や輸入・輸送に係る費用の負担が増えていることから、農業経営に必要な生産資材等が高騰している状況にある。</p> <p>安定した農業経営を行うためにも、生産資材等の高騰に対する対策を要望する。</p>	【新型コロナウイルス感染症の影響緩和】において要請項目とさせていただきます。

地方連	要望・意見	対応
石狩 (北広島)	水田活用の直接支払交付金の交付対象の見直しについて、生産現場の意見に十分配慮し、検討すること。	現在、道庁の呼びかけで WG が設置されております。 WG での議論の中で提案させていただきます。
石狩 (石狩市)	<p>1. 経営安定対策の「(経営所得安定対策)に、以下の内容を追加 今般の水田活用の直接支払交付金の急激な見直しは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産目安を守らず主食用米を作付けする生産者の増加や需要のある作物への転換の停滞 ・計画的な基盤整備、治水機能の維持や農地の集積・集約への悪影響 ・農家収入減や農地評価額の下落等による水田農家、農協や土地改良区等の経営・運営の悪化 <p>などを招きかねないことから、今後の交付金の詳細なルールの設定にあたっては、生産現場の意見にも配慮し十分にかつ慎重な検討を行うこと。</p>	現在、道庁の呼びかけで WG が設置されております。 WG での議論の中で提案させていただきます。
石狩 (当別町)	<p>1. 優良農地の確保</p> <p>(3) 農地中間管理事業と特例事業の推進譲渡所得税2,000万円の特別控除を活用しやすい制度に改善するとともに、控除額を拡大すること。</p>	2,000万円控除については、農用地利用改善団体から、人・農地プランの中に改正される予定です。 【人・農地に関する課題の解消】において、概算取得費の増額により要請項目とさせていただきます。
石狩 (当別町)	<p>3. 担い手の育成対策の強化</p> <p>(2) 農業者の世代交代に関する支援の充実 市町村が取り組む新規就農対策に支援すること</p>	令和4年度から新規就農者育成総合対策が構築されております。 現在、市町村への支援の要請を行った場合、必ず北海道費・市町村費の負担が求められる状況にあります。検討させてください。
石狩 (当別町)	<p>1. 経営安定対策</p> <p>(1) 経営所得安定対策 農業用機械導入に対する支援を強化し、予算を拡充させること。</p>	諸々の情勢により、慎重な対応が必要な状況です。 検討させてください。

地方連	要望・意見	対応
石狩 (当別町)	<p>1. 経営安定対策</p> <p>(1) 経営所得安定対策</p> <p>水田活用の直接支払交付金の見直しの方針について、現場を十分に配慮した慎重な検討を行うこと。</p>	<p>現在、道庁の呼びかけで WG が設置されております。</p> <p>WG での議論の中で提案させていただきます。</p>
石狩 (新篠津)	<p>農業経営基盤強化準備金は「青色申告を行う認定農業者等が農業経営改善計画に基づき」とされています。</p> <p>個別経営の場合、1 経営体につき青色申告者1人ですが、認定農業者は「経営主（親）と後継者で共同申請」することができ、また、後継者名義で農地を取得することがあります。この場合は、この後継者名義で取得した農地は、準備金の対象外になります。</p> <p>つきましては、次の事項について要望いたします。</p> <p>① 個別経営にあっては、それを1 経営体と捉え、上記のような場合も準備金の対象になるよう要望いたします。</p> <p>② 経営を後継者に委譲した際には、積立中の準備金があれば、それを継承できるよう要望いたします。</p> <p>③ 制度の実施期間を更に延長するよう要望いたします。</p>	<p>理解しました。</p> <p>しかし、経営主と後継者の間における贈与とみなされる可能性があります。</p> <p>他団体とも協議の上、検討させていただきます。</p>
石狩 (新篠津)	<p>水田活用の直接支払交付金の急激な見直しは、主食用米の需要のみならず、飼料用米や小麦、大豆等といった転換作物の需給にも影響を及ぼし、営農計画や地域農業振興計画の大きな変更も迫られるなど、水田経営へ及ぼす影響は計り知れないだけでなく、このことにより、離農が増加し農家戸数の減少、地域の崩壊に繋がりがねません。</p> <p>また、交付金の対象とならない水田が発生することにより、今後の農地集積が進まず、耕作放棄地の増大に繋がりがねません。</p> <p>今後の水田活用の直接支払交付金の詳細なルールの設定にあたっては、生産現場の意見にも配慮し十分にかつ慎重な検討を行うよう要望する。</p>	<p>現在、道庁の呼びかけで WG が設置されております。</p> <p>WG での議論の中で提案させていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
<p>石狩 (新篠津)</p>	<p>これからの地域振興において、女性が積極的に農業経営や地域計画づくりに参画することにより事業の活性化が推進し、農業に女性の能力を積極的に活用していく地域づくりが強く求められており、女性の共同参画について、一層の活躍が期待されているところでもあります。</p> <p>このような状況の中でも、後継者の配偶者に特例付加年金の加入要件がないのは不平等であり、また、年金の加入促進にも影響のあるところであることから要件の緩和を要望する。</p> <p>また、政策支援加入期間のカラ期間の適用で、北海道の農業者は冬期間に出稼ぎ等に出る方が多く、社会保険に加入している期間が毎冬定期的にある方が多い、経営主の本人は政策支援加入のカラ期間が認められているので問題はないが、経営主の配偶者が健康保険の扶養になった場合は、配偶者のカラ期間が認められないことにより、新規に加入した年齢により20年の支給要件が満たすことができないケースもあり、年金の加入促進にも影響のあるところであることから要件の緩和を要望する。</p>	<p>後継者の配偶者への政策支援加入については、【農業経営に関する支援】2. 農業者年金において要請項目とさせていただきます。</p> <p>カラ期間については、扶養家族の場合、直接年金保険料を納付していない状況にあり、国民年金上での特例措置とされております。特例の上の特例となりますので、慎重な対応が必要と考えます。検討させてください。</p>
<p>十勝 (広尾)</p>	<p>農業経営安定化に向けた施策の充実強化 担い手が長期的に安定して営農継続できる所得安定対策の法定化</p> <p>安全・安心な食料供給の維持と、日本の食糧自給率向上に、北海道農業は大きく貢献していると自負する。今後も、食育や地産地消を推進し、青年後継者等が安心して営農を継続できるよう、時限ではなく法定化による農政施策の確立推進を求める。また、自給率の向上を図るため、貿易偏重ではなく、国内農業を守る施策の充実が不可欠である。</p>	<p>農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律は、時限立法ではありません。</p> <p>考え方については、【基本農政の確立】において要請項目とさせていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
十勝 (広尾)	<p>有害鳥獣の駆除対策強化</p> <p>鳥獣被害防止対策の強化と支援を求める</p> <p>鳥獣による農業被害は深刻であり、減少に向けて、ハンターの協力を得て駆除を行っているものの、大幅減には至っていない。鹿の群れは、頻繁に農家住宅周辺まで下りてきている。作物果実・新芽の食害など広範な被害が減らない状況を改めて認識してもらい、国として更に継続した駆除対策やハンター支援、処理施設等への予算増額をお願いしたい。</p>	<p>【その他】において要請項目とさせていただきます。</p>
十勝 (広尾)	<p>農地税制の改善について</p> <p>農地の譲渡所得の特別控除額を引き上げてほしい</p> <p>農地流動化や離農跡地の耕作放棄地防止のため、農業委員会による農地あっせんや、保有合理化事業による農地売買を進めているが、農業者の高齢化・青年層の将来不安により、後継者確保ができずに離農する農業者が増加している。</p> <p>北海道農業は必要農地が広大であり、貸借でも高額負担である。多年の農地賃貸借よりも所有＝売買が経営の安定化には適している。反面、譲渡額も高額となり、売買をためらう場合もあり流動化が停滞する傾向もあり得る。円滑に進めるため、売買取得の所得控除額や贈与税額の特別控除額の大幅な引き上げが絶対に必要である。</p>	<p>現在売買されている農地は、平成以降に一度売買された農地が再度売買されていると考えられます。</p> <p>道内では、昭和50年代後半をピークに農地価格が減少しております。税務申告をする際に、平成以降に一度売買している農地については、取得費（購入金額）を記載すれば現行の1,500万円控除での対応が可能と思われます。</p> <p>なお、税控除関係については、【人・農地に関する課題の解消】において、概算取得費の増額により要請項目とさせていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
十勝 (広尾)	<p>農業委員会関係予算の確保について</p> <p>農業委員会の組織改編や業務量の増大等、また農地台帳の法定化により業務量及び必要経費も増大している。業務量に見合う予算措置を強く要望する。</p> <p>①交付条件の緩和（過剰な事務指定の排除）と一本化</p> <p>②各農業委員会等利用システムの改修費用の予算化</p>	<p>【農業委員会関係予算の確保】において要請項目とさせていただきます。</p>
十勝 (幕別)	<p>農業者年金制度における受給者確認の簡略化について (農業者年金業務のデジタル化の推進について)</p> <p>独立行政法人農業者年金基金法施行規則第41条(旧規則第39条)の規定に基づく「農業者老齢年金に係る受給権者の現況届」の対応については、年金受給者が原則、自署により氏名、生年月日、住所及び当該年金証書の記号番号を記載するよう謳われているが、高齢者が住所地の農業委員会窓口へ届書を提出する際には、交通事故に遭う、または新型コロナウイルス感染症に罹患するといった様々な危険にさらされている。</p> <p>当該年金基金並びに関係省庁には、これらのリスク回避に努めるとともに、行政手続きのデジタル化に向かっている現状に鑑み、当該届書のあり方について、住民基本台帳ネットワークシステムの活用を含めたDXの推進や簡略化に向けて、早期に対応するよう要望するものである。</p>	<p>農業者年金記録管理システムにおいて、既に要請項目に該当する申請等ができるようになっております。</p>
十勝 (足寄)	<p>経営継続支援と生産資材等の安定供給について</p> <p>昨今、グローバル的に、金融緩和の縮小傾向にあり、金利を政策的に上げている。</p> <p>日本も、世界のスタンダードに合わせ、日本銀行が平成25年4月から続けている量的・質的金融緩和を止めて、適正な金利政策を行い、円安ドル高(円高に誘導すべき)を是正するべき</p>	<p>現在の日本経済は、国内需要のみで成り立っているわけではありません。円高となった場合、農業資材や原油などの輸入品については、価格が下落すると思われますが、その一方で日本経済を支えている自動車・半導体産業は価格面での競争力が低下してしまいます。</p> <p>国内の景気の落ち込みは、給与等の減少並びに更なる消費の減退などを引き起こし結果として国内農産物価格への影響が出る可能性があります。要請項目とするためには更なる検討が必要になると考えます。</p>

地方連	要望・意見	対応
十勝 (足寄)	<p>担い手の育成対策の強化 (1) 人・農地プランの推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標地図の作成を止めてほしい ・ 農地情報公開システムの重複管理を改めてほしい 	理解はしています。
十勝 (帯広)	<p>農地貸借に関する農地バンクへの貸付け義務化について</p> <p>農用地利用集積計画を農地バンクへ一本化することについて、地域ごとの実情を踏まえ、十分に検討をしていただきたい。</p>	法律改正は既に止められない状況にありますので、今後、政省令段階において、北海道・JA 中央会・公社と一体となって働き掛けを行います。
留萌 (留萌)	<p>水田活用直接支払交付金の見直しの対応について</p> <p>国の減反政策により、配分計画で転作が進められたが、当地域は重粘土地で畑作物の耕作条件不利地であるため、生産が伸びない状況にある。</p> <p>その中で、交付金の見直しにより条件の悪い賃貸で集積されている農地は、離農者に返還され耕作放棄地になる可能性がある。</p> <p>また、配分ルールを逸脱し主食米の作付けが増加する懸念がある。</p>	<p>現在、道庁の呼びかけで WG が設置されております。</p> <p>WG での議論の中で提案させていただきます。</p>
留萌 (羽幌)	<p>農地中間管理事業と特例事業の推進</p> <p>農地中間管理機構が行う農地中間管理事業・特例事業については、本道における担い手への農地集積・集約化において重要な位置を占めるとともに、優良農地の確保にも貢献している制度であることから、引き続き、必要な予算を確保すること。</p>	【人・農地に関する課題の解消】において要請項目とさせていただきます。

地方連	要望・意見	対応
上川	<p>1. 国際交渉における基本的な姿勢について</p> <p>政府は国民に対して、農業・農産物を含む他国との協定交渉の説明責任を果たすことと、国民が確実に納得できるよう十分な情報提供と審議過程の対応を進めること。</p> <p>また、国の食料・農業・農村基本計画の理念に基づき、恒久的な法制度と安定的な財源の確保、これまでに締結された協定によって上川地域の特性を生かした農業の増進が図られ、持続的発展に支障を及ぼすことがないよう必要な措置を講ずること。</p>	<p>【国際貿易協定等における基本的な姿勢について】において要請項目とさせていただきます。</p>
上川	<p>2. 農政の確立について</p> <p>国民の食料を安定的に供給できる農業構造の構築と国に基づいた食料戦略が不可欠であるとともに、地域の実情に即した農地の利用集積に取り組む農政を確立することが重要である。</p> <p>また、育成する担い手が長期的に安心して農業を行うことができる政策の継続的な安定が必要である。このことから、農業所得の十分な確保が実現できるよう中期及び長期を見通した農政の基本を確立すること。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に外食需要の大幅な減少や消費の変化に伴い農作物の在庫の滞留や価格下落の長期化が懸念されるところであり、在庫対策等、経営の維持発展に向けた支援し施策の継続と充実強化を図るとともに必要な予算を検討すること。</p>	<p>【基本農政の確立】において要請項目とさせていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
上川	<p>3. 地域の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の推進について 上川地域の担い手への農地集積が進んでいるが、相続登記等が義務化されるなど、所有者不明の土地解消に向けた対策が講じられているところ であります。改正不動産登記法で登記名が一定期間確定しない状態が継 続される可能性があり、所有者移転が困難に陥っている農地も存在してい るのが現状であります。</p> <p>このことから、担い手への農地集積支援対策について、全国一律の仕 組みを見直し、地域の実情に即した施策への転換と確立を図ること。</p>	<p>【人・農地に関する課題の解消】において要請項目とさせていただきます。</p>
上川	<p>(1) 農業者への農業生産を目的とした農地の所有権移転の促進 経営の安定化、不在地主による耕作放棄地の未然防止を図るために は、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要である。</p> <p>また、離農による農地処分にあたり、速やかに農業者への所有権移転 が必要であり、引続き、譲渡所得税の特別控除額の優遇措置を図ること。</p>	<p>【人・農地に関する課題の解消】において要請項目とさせていただきます。</p>
上川	<p>(2) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保 食料自給率の向上をはじめとして新たな「基本計画」の高い目標を達 成し、競争力ある農業を実現するためには、生産性の向上、基盤整備事業 を計画的に進めることが必要であり、農村現場の要望に応えるよう予算を 確保すること。</p> <p>また、国営農地再編整備事業については、上川地域の多くの市町村が 取組み、積極的な事業推進のため十分な予算措置を確保すること。</p>	<p>【人・農地に関する課題の解消】2. 農業生産基盤の強化において要請 項目とさせていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
上川	<p>4. 担い手の育成と経営支援対策の強化について</p> <p>(1) 後継者の対策について</p> <p>後継者が親から経営継承を受けるにあたり、負債がある場合一定の事業継承については、対策が講じられたところであるが、負債を継承することにより、経営の安定に支障が生じる可能性があり、負債を譲渡した親は、負債のみが残り、経営の譲渡を受けた後継者は贈与税の対象となる。これらのことから、担い手の経営安定と育成を可能にすることを目的とし、親子間売買は、課税の特別措置と、スーパーL資金の無利子化の適用等について検討すること。</p> <p>また、新規就農、Uターン就農の支援する仕組みを検討し、機械の購入時の補助率のアップや融資要件の緩和、拡充を含めた新たな総合的な支援事業の創設をすること。</p>	<p>個人版事業承継税制においては、親の負債も子への承継ができることを確認しております。</p>
上川	<p>(2) 経営所得安定対策について</p> <p>担い手農家の経営安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金と農業者の抛出を前提とした農業経営の対策に実施しているところであるが、食料自給率、食料自給力の維持向上を図るため、戦略作物の本作化を進め、需要に応じた生産促進としての所得の向上等により、農業経営の安定対策を強化すること。</p>	<p>【農業経営に関する支援】において要請項目とさせていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
上川	<p>(3) 鳥獣被害対策について</p> <p>鳥獣被害対策は、法令や補助事業等の整備による改善・拡充が図られているが、道では被害額は減少しているものの、上川地域では依然として、ヒグマ、鹿による被害が大きく、農作物の食害を防ぐため、電気牧柵等の設置及びハンターの育成支援など鳥獣害防止総合対策交付金について、予算確保と対応の拡充により国は市町村の負担軽減を図ること。</p> <p>また、アライグマの生息地域の拡大による被害拡大が懸念されており、あわせて捕獲方法の周知を含め安心して農作業ができる環境の対応を図ること。</p>	<p>【その他】において要請項目とさせていただきます。</p>
上川	<p>(4) 農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について</p> <p>上川地域の、農業者年金制度の政策支援加入については、保険料額の特例はあるが、経営主、その配偶者、並びに経営主の直系卑属に対してのみ適用されているので、農業経営における男女参画の観点から、経営主の直系卑属の配偶者を政策支援の対象とすること。</p>	<p>【農業経営に関する支援】2. 農業者年金において要請項目とさせていただきます。</p>
上川	<p>(5) スマート農業のための環境整備</p> <p>上川地域に限らず全国各地で、農業を取り巻く情勢については、農業従事者の高齢化及び新規就農及び農業後継者不足などから、年々農業従事者が減少している状況であり、地域内における農地集積など多くの課題が残されている。</p> <p>事業実施により、労働力の削減が図られ、そのことにより、他品目の導入や更なる農地集積が見込まれ、結果、販路拡大等スマート農業の導入を図る農業者に向けた支援を強化すること。</p>	<p>【その他】において要請項目とさせていただきます。</p>

地方連	要望・意見	対応
上川	<p>5. 農業委員会組織の体制強化と予算の確保について</p> <p>農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査、利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。市町村の財政状況に左右されず、農業委員会の事務局体制が確保できるよう交付金を増額すること。</p> <p>あわせて、改正農業委員会法による農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに、担い手への農地集積、農地台帳の整備、遊休農地の解消、未然防止等の活動を一層強力に推進するため、機構集積支援事業の農業委員会関係予算を十分に確保すること。</p>	<p>【農業委員会予算の確保】において要請項目とさせていただきます。</p>

令和4年度 北海道選出国會議員要請集会の中止について

【 全国農業委員会会長大会 】

令和 4年 5月31日(火) 13:00~15:00

渋谷公会堂 (LINE CUBE SHIBYA)

東京都渋谷区宇多川町1-1 (03-5457-3304)

【 北海道選出国會議員要請集会 (与党・野党) 】

令和 4年 5月30日(月) PM

星稜会館 (ホール)

東京都千代田区永田町2-16-2 (03-3581-1960)

【 現段階における全国農業会議所の対応 】

- 宣言・まん防でなければ、**通常開催**
- 都道府県のいずれか1箇所でも宣言・まん防の場合は、**WEB開催**又は**WEB開催**と**少人数での併用開催**
- 決定時期は、3月下旬から4月中旬

【 各地方連からの相談 】

- **3月中旬**であれば、**キャンセル料**は発生しない。

【 北海道農業会議としての対応 】

- **会議所の判断**を待っていると、各地方連の意向に**対応できない**。
- 全国大会は、GW後になるため、観光地（都道府県のどこか）でまん防・宣言となっている可能性が高い。

全国大会への出席は**必要最小限**にし、**要請集会**については国会議員会館を**少人数**で訪問

【 日程と対応 】

地区	会場	日程	時間	対応
空知	岩見沢平安閣（岩見沢市）	4月 7日（木）	15：30～17：30	多田会長
石狩	書面開催			
後志				
胆振				南副会長
日高	みついしふれあいフラザ 大集会室	4月 8日（金）	15：30～17：00	
渡島				
檜山	せたな町健康センター 総合検診室	4月 7日（木）	15：00～16：30	
上川	旭川トーヨーホテル（旭川市）	4月13日（水）	15：00～16：00	
留萌				
宗谷	稚内市役所（稚内市）	4月15日（金）	15：00～17：00	
林-ㇿ	紋別セントラルホテル（紋別市）	4月 7日（木）	15：00～16：00	
十勝	帯広市役所（帯広市）	4月18日（月）	13：00～14：00	中谷副会長
釧路				
根室	別海町役場	4月12日（火）	14：30～15：30	

※ 会長・副会長については地元会場のみ対応。

4月				
月	火	水	木	金
				1
4	5	6	7 空知 檜山 林-㇏	8 日高
11	12 根室	13 上川	14	15 宗谷
18 十勝	19	20	21	22
25 常設	26	27	28	29 昭和の日

議題（予定）

- 農業を巡る情勢について（農業経営基盤強化促進法等の改正法等）
- 令和5年度 農業政策・予算に関する要望書（案）について
- 農業者年金の加入推進について
- その他

令和3年 田畑売買価格等に関する調査結果（概要）について

令和4年3月16日
第11回常設審議委員会

1 はじめに

本調査結果（概要）は、令和3年における田畑売買価格等に関する全国統一調査の北海道分で、道内各市町村（旧市町村）の令和3年5月1日時点において実際に取引されるであろう価格を調査し、その結果を取りまとめたものである。なお、調査対象区域は、令和3年5月1日時点で農業委員会が設置されている169市町村の昭和25年1月1日時点における旧市町村の区域である。

表1 報告状況

区 分	旧市町村（区域）数	報告数	報告率
都市計画法の適用がある	65	55	84.6%
都市計画法の適用がない	210	190	90.5%

2 農地価格の推移（純農地）

中田価格は、昭和50年に252千円であったが、昭和57年に価格は524千円と2倍に上昇した。しかし、その翌年以降、中田価格は低下しはじめ、令和3年にはピーク時（昭和57年）の47%の水準である244千円にまで低下した。

中畑価格は、昭和50年に120千円であったが、その後中田同様に上昇を続け、昭和59年には231千円でピークとなった。昭和60年以降、中畑価格は低下しはじめ、令和3年にはピーク時（昭和59年）の51%の水準である118千円となっている。

表2 純農地（中田・中畑）価格の推移

（10a当たり）

調 査 年	中 田		中 畑	
	平均価格（千円）	指 数	平均価格（千円）	指 数
昭和50年	252	48	120	52
57年	○524	100	212	92
59年	520	99	○231	100
平成元年	415	79	187	81

6年	373	71	171	74
11年	339	65	152	66
16年	304	58	142	61
21年	275	52	127	55
26年	258	49	122	53
27年	264	50	126	55
28年	258	49	122	53
29年	254	48	120	52
30年	249	48	114	49
令和元年	248	47	116	50
令和2年	243	46	115	50
令和3年	244	47	118	51

※表2の平均価格については、調査年に報告のあった区域全てを集計対象とした。

○の印は本調査における最高値であり、指数は、中田については昭和57年価格を、中畑については昭和59年価格を、それぞれ100とした。

「純農地」とは、都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域に関する線引き指定が行われていない市町村の農用地区域内の農地とする。

3 地域別平均価格の推移

中田平均価格は、令和2年に比べ全道では0.4%低下し、中畑平均価格は、令和2年に比べ全道では0.5%の低下となっている。

表3 地域別中田・中畑平均価格の推移

(純農地 単位：千円／10a、%)

地域名	中田			中畑		
	令和3年	令和2年	変動率	令和3年	令和2年	変動率
全道	243	244	-0.4	118	118	-0.5
空知	307	309	-0.6	122	123	-0.3
石狩	428	428	0	180	180	0
後志	185	185	-0.3	136	137	-0.5
胆振	330	330	0	191	191	0
日高	287	287	0	212	222	-4.5
渡島	208	209	-0.3	117	117	0
檜山	179	179	0.5	72	72	-0.7
上川	220	222	-0.6	70	71	-0.3
留萌	151	154	-2.0	50	50	-0.5
宗谷	—	—	—	30	30	0.8
ホクไก	303	303	0	164	164	0
十勝	380	380	0	155	155	0.1
釧路	—	—	—	44	44	0
根室	—	—	—	50	50	0.7

※表3の平均価格については、2年連続（令和3年、令和2年）で報告のあった区域のみを集計対象とし、対前年変動率については、2年連続（令和3年、令和2年）で報告のあった区域の各年度の価格の総和をもとに算出した。

「純農地」とは、都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域に関する線引き指定が行われていない市町村の農用地区域内の農地とする。

令和5年度 農業政策・予算に関する要望書

(原案)

令和4年5月

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 多田正光

令和5年度 農業政策・予算に関する要望

北海道の農業は、大規模で専門的な経営体が主体となって、安全・安心な食料を安定供給することにより、我が国の食料自給率向上に貢献するとともに、本道の経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、担い手の減少や高齢化の進行、地域における労働力不足に加え、TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、RCEPといった国際化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による需要の減退など、難しい局面に直面しており、今後も本道の農業が健全な発展をしていくためには、活力ある農業と安心して住み続けられる農村を維持することが重要となっている。

一方、国においては、持続可能な力強い農業を実現すべく、農地中間管理事業による農地の担い手への集積・集約化の促進や、農業者の所得向上を図るために、農林水産業・地域の活力創造プランに基づく施策の展開をしているが、必ずしも本道農業の実情にあった施策とは言い難い側面がある。

そのため、一般社団法人北海道農業会議は、本道市町村農業委員会とともに、農地・担い手に係る対策を中心とした政策提案をとりまとめた。

政府並びに国会において、今後の農業施策及び令和5年度農業予算の立案において、本道農業が持つ潜在力を最大限に発揮しながら、将来にわたってその役割を果たすことができるよう、次の提案事項の実現について、強く要望する。

令和 4年 5月30日

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 多田正光

【 新型コロナウイルス感染症の影響緩和について 】

1. 食料の安定供給

新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした外食需要の大幅な減少や消費構造の変化に伴い、農産物の在庫の滞留や価格下落等の長期化が懸念される。

米については、在庫の増大により米価が下落しており、今後の稲作経営の意欲が減退している。

また、乳製品についても在庫が増大するとともに、全国的に生乳生産量が増加しており、令和4年度においては12年ぶりに生産調整が行われる中で、生乳廃棄の発生が懸念されるなど、今後の乳価に対する不安が取りざたされているところである。

米農家への緊急支援が行われてはいるものの、当面、新型コロナウイルス感染症の影響が続くと想定される。このため、米・乳製品における消費回復・喚起に加え、在庫対策として、コロナ禍での貧困や生活困窮者等への支援など、政府主導による余剰在庫の解消に努めること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的ではあるが諸外国による食料品の輸出制限等が行われたことから、国産農産物を確保する観点から、経営の維持・発展等に向けた支援施策の継続と充実・強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

2. 原油価格の高騰について

新型コロナウイルス感染症の影響による消費減退によって、原油価格が高騰していることから、輸送コスト・農機具の燃料・海外からの輸入資材など農業経営に必要な生産資材も高騰している状況にある。

現在、原油価格などの急騰抑制策が講じられているが、依然として高止まりしていることから、更なる対策を講じること。

【 国際貿易協定等における基本的な姿勢について 】

TPP11、日 EU・EPA、日米貿易協定、RCEP の発効に伴う農業への影響を継続的に検証するとともに、今後とも農業者が希望と意欲を持って経営に取り組めるよう、「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定に向けた予算を確保するなど、万全な措置を講ずること。

また、今後の国際貿易交渉において、食料等の安定供給を担う本道農業が再生可能かつ、持続的に発展していくことができるよう、本道の重要品目に対する必要な国境措置を確保するとともに、農業者のみならず、地域の関係者等に交渉内容の丁寧な説明を行う必要があることから、国会で審議する際には、その審議過程の透明性を確保すること。

【 基本農政の確立 】

新型コロナウイルス感染症により、国産農産物の重要性が再認識されていることを踏め、国産農産物の重要性に関する食育の促進を図るとともに、国産農産物の増産に関する支援・消費喚起を強化することにより食料自給率の向上を図ること。

また、本道においては、一部の地域で10ha未満の農家戸数が増加するなど農地構造が変化しつつあることを踏まえ、持続可能な農業経営や産業構造を構築するため、中長期を見通した農業政策の基本を確立すること。

【 人・農地に関する課題の解消 】

1. 優良農地の確保

(1) 優良農地の確保のための土地法制の整備

地球温暖化による影響で、豪雨・干ばつなどの異常気象が頻発する中で、温暖化対策の一環として、第6次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーによる発電比率を増加させる方針が決定されたことを受け農地へのソーラーパネルの設置の相談が増加傾向にある。

カーボンニュートラルの実現のためには、森林による温室効果ガスの吸収だけでなく、農地においても温室効果ガスの吸収が不可欠である。

また、食料自給率が37%と低迷する中において、2030年までに45%の目標を達成するためには、414万haの農地の確保が必要であるとされているところである。

こうした状況の中で、これ以上農地がエネルギー対策に活用されることは、本道農業にとって望ましくない状況であるとともに、食料自給率の目標達成を困難な状況に陥らせる要因となりかねない。

また、無理な開発による地すべりなどの災害が発生するなど土地利用のあり方が問われている状況にあることから、農地の保全・安全な土地利用を確保するため、総合的な土地法制の再整備を行うこと。

(2) 農地の所有権移転の促進

民法・不動産登記法の改正により、相続登記等が義務化されるなど所有者不明土地の解消に向けた対策が講じられているところである。

しかしながら、改正不動産登記法では、相続人である旨の申出を行った場合、最大10年間登記の義務が免除されるなど登記名義人が一定期間確定しない状態が継続される可能性がある。

現行の農地制度では、所有者が不明な農地であっても貸借が可能となる法制度が整備されている状況にあるが、本道には、登記が保留された結果、相続人が100人を超えるケースも出てきており、所有権移転が困難に陥っている農地も存在している。

現行の農地流動化施策は、農地中間管理事業による貸借を中心とした農地流動化が推進されているが、農地における基盤整備や農地改良を行う観点から見た場合、耕作者が耕作する農地を所有することが最も望ましいと考えられる。

このため、所有権移転も含めた農地流動化施策を構築するとともに、所有権移転のための政策誘導を行うこと。

(3) 農地中間管理事業と特例事業の推進

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業・特例事業については、本道における担い手への農地集積・集約化において重要な位置を占めるとともに、優良農地の確保にも貢献している制度であることから、引き続き、必要な予算を確保すること。

また、機構集積協力金を活用している場合に、同一の担い手に対し当該農地の所有権移転をした場合、機構集積協力金の返還が求められる状況にあるが、同一の担い手への所有権移転は、担い手への集積を確固たるものとする行為であることから、協力金の返還措置を免除すること。

(4) 概算取得費の増額

農地を売却した場合の概算取得費については、租税特別措置法第31条の4の規定により、5/100とされているが、農業経営を行うに当たり農業者は、所有している農地に対し、生産力の向上のため基盤整備等により概算取得費以上の費用を費やしている状況にある。

また、青色申告が普及していなかった昭和末期から平成初期においては、現在の農地価格よりも高額な価格で取得しながらも、その記録がないことにより概算取得費を用いた農地売買とならざるを得ず、所有権移転を躊躇するケースも見受けられる。

限られた資源である優良農地を次世代の担い手に適切に所有権移転を行うことは、次世代の担い手の経営安定につながることから、所有権移転を促進するため、農地の売買について、租税特別措置法第30条に規定される山林と同等の50/100の概算取得費の対象とすること。

(5) 担い手への農地の集約化の促進

担い手へ農地を集約化させることは、農地の利用の最適化、担い手育成において効果的な手段である。

交換分合事業は、所有権に基づく担い手への農地集約化に最も有効な制度である。

しかしながら、交換分合事業については、農地耕作条件改善事業等により市町村農業委員会等の事務費の一部について補助金の交付を受けることが可能であるが、市町村農業委員会単独での活用が困難となっている。

このため、担い手への農地の集約化を加速させるため、市町村農業委員会が単独で実施可能な仕組みとすること。

(6) 下限面積要件の廃止

農地法改正により、下限面積要件が廃止される。

下限面積要件を撤廃することは、新規就農等の促進に繋がる一方、担い手への集積・集約化された農地の分散を引き起こす可能性があることから、農地の細分化など蚕食が懸念される場合において、農業委員会独自による面積の目安の設定などが可能となるよう措置すること。

2. 農業生産基盤の強化

(1) 農業農村整備事業等の拡充と予算の確保

「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達成し、持続可能な農業経営を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。

このため、ほ場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業等について、十分な予算を確保すること。

(2) 担い手への農地の集約化の促進のための措置

効率的な農地利用を促進するためには、担い手へ農地を集積するだけでなく、農地を集約することが必要である。

また、集約することにより、スマート農業の導入が可能になると考えられる。

これらのことから、担い手への農地の集約とスマート農業の推進のため、ほ場の大区画化等を行う際に、使われなくなった農業用施設等の撤去、農地への復元も含めた基盤整備事業を創設すること。

(3) 農地中間管理機構関連農地整備事業の改善

本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多いことから、採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。

3. 担い手の育成対策の強化

(1) 人・農地プランの推進

農業経営基盤強化促進法等の改正により、「人・農地プラン」の法定化、農業経営基盤強化促進法の利用権設定等促進事業の廃止などにより、農地中間管理事業が「人・農地プラン」を実現するためのツールとして位置づけられた。

これにより、都道府県並びに市町村における農地移動の事務が大幅に変更となることから、具体的な事務手続き及び必要な様式等を早急に示すとともに、丁寧な説明を行うこと。

(2) 新規就農者育成総合対策について

本道における基幹的農業従事者の4割が65歳以上となっており、後継者が存在しないという基幹的農業従事者も相当程度存在していることから、新たな担い手を確保することが必須である。

このため、新規就農総合支援対策の予算の確保と内容を拡充すること。

(3) 農業者の世代交代に関する支援の充実

本道には、約4,000の農地所有適格法人が存在し、今後、経営者が世代交代を迎える法人が大半を占めている状況にある。

法人版事業承継税制が措置されてはいるものの、制度を活用できる者は、筆頭株主に限定されていることから、筆頭株主が存在しない本道の複数戸法人では本制度の活用が困難となっている。

また、本道における複数戸法人の割合は、27%程度の約1,000法人にとどまるが、農業産出額では、本道農業の全体の20%弱となっており、複数戸法人が北海道農業において大きな役割を果たしている状況にある。

このため、筆頭株主が存在しない複数戸による経営体でも活用できる法人の事業承継税制の構築を検討すること。

また、個人経営の第三者継承が円滑に行える支援施策の創設を検討すること。

(4) 農地所有適格法人の設立に関する支援

農地所有適格法人を設立した場合、法人化を契機に効率的な農業経営の構築のため投資を行うケースが多く見受けられる。また、法人化後において経営が安定するまでに時間を要するため、多額の運転資金が必要となるケースも多い。

このため、農業経営改善計画に基づき法人化した場合において、農業経営基盤強化準備金の用途を法人設立に伴う出資金の払い込みも可能となるよう拡充すること。

(5) 農作業受託組織等への支援

基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展する中において、農作業受託組織等においても人材確保を行うことは喫緊の課題である。

新型コロナウイルス感染症の影響で、リモートワーク等により地域へ移住する者も存在していることから、こうした人材を確保することも必要となると考えられる。

このため、リモートワークにより地域へ移住した者等の副業の選択肢となるよう、農作業受託組織等が短期雇用など柔軟な雇用体制を整備し雇用した場合において、農作業受託組織等への運営を支援する仕組みを構築すること。

(6) 新規就農のための「レンタル農場制度（仮称）」の創設

農業経営を行う者を確保するためには、従来の新規就農に加え、手軽に農業経営を開始できる新たな仕組みを構築することが必要である。

新規就農者にとっては、農地や農機具等の多大な投資が必要となることが課題の一つである。

農地については、農地中間管理事業等を活用することによって、投資額を抑制することが可能となるが、所有者の意向によって、安定的な農業経営を構築することが困難となるケースも存在している。

このため、新規就農者の負担軽減と経営の安定化を図るために、市町村等が農地及び施設・農機具等を所有して貸借する「レンタル農場制度（仮称）」を創設すること。

【 農業経営に関する支援 】

1. 経営安定対策

(1) 経営所得安定対策

「総合的な TPP 等関連施策大綱に基づく農林水産分野の対策」により、国際貿易協定の影響を最小限に抑えられている状況にあることを踏まえ、引き続き、経営所得安定対策等に関する関連予算を確保するとともに、国内対策を一層強化すること。

(2) 農業経営基盤強化資金並びに農業近代化資金

農業経営における投資額は年々増加する傾向にあることから、農業経営の投資負担を軽減するための支援として、農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）及び農業近代化資金の金利負担軽減措置について、引き続き必要な予算を確保すること。

また、農業近代化資金においては、都道府県の利子補給の状況によっては、スーパー L 資金と同等の金利水準とならないことも想定されることから、国費による利子補給対応も検討すること。

2. 農業者年金

(1) 農業後継者に対する政策支援加入の拡充

農業者年金制度の政策支援加入については、現行制度においては、経営主の直系卑属の配偶者に対しては加入が認められていない状況にある。

このため、農業経営において、経営主・配偶者・経営主の直系卑属の後継者に加え、後継者の配偶者も重要な担い手であることから、経営主の直系卑属の後継者の配偶者も政策支援の対象とすること。

【 農作物の首都圏への輸送力の確保 】

(1) 鉄道輸送力の確保

本道農産物の首都圏への輸送手段として、鉄道輸送力はコスト面・輸送量から見て最適な手段である。

しかしながら経営悪化が一層深刻さを増している JR 北海道は、単独で維持困難とする 13 区間のうち 5 区間を廃止する意向を示していることに加え、残る 8 区間についても公的支援がなければ存続できないとしている状況にある。

こうした中において、国は、JR 北海道に対し 10 年間で最大 1,400 億円 JR 貨物に対し今後 3 年間で 138 億円の支援を行うことを決定しているが、路線の維持については、保障されていない状況にある。

このため、本道農産物の首都圏への輸送手段としての鉄道輸送力の維持・確保のため、必要な路線の維持に向けた強力な支援を行うこと。

(2) 農産物の輸送費の抑制

トラックドライバー不足やそれに伴い輸送コストが増加していることから、輸送コスト低減や物流改善に向けた対策を強化すること。

【 農業委員会予算の確保 】

市町村農業委員会は、農地の権利移動、農地転用許可事務、遊休農地に関する措置、農地情報の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行するとともに、これら農地行政を通じて農村現場における担い手の育成・農業振興・地域経済の維持を図る重要な役割を担う行政委員会である。

このため、市町村の財政状況に左右されずに農業委員会の使命を果たす必要があることから、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について必要額を確保すること。

また、農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金についても、農地利用の最適化、担い手への農地集積・集約化に関する業務を推進するため、必要な額を確保すること。

機構集積支援事業については、農地台帳の情報の正確性の確保、遊休農地の解消・発生未然防止、農地法等に基づく業務、実質化された人・農地プランの実現を効率的に執行するために必要な事業であることから、十分な予算を確保すること。

【 その他 】

(1) 6次産業化の推進

本道の地方都市においては、農業経営が安定し農産物の加工などにより雇用を創出している地域では人口が増加している一方で、産業構造が安定していない地域では人口が減少している状況にあり、産業構造の違いが人口の維持に影響を与えている。

農業における6次産業化の推進は、地域の産業構造の構築に繋がることから、関連産業の成長も視野に入れた6次産業化の推進を行うこと。

また、6次産業化に関する支援施策の十分な予算を確保すること。

(2) 鳥獣被害対策の拡充・強化

深刻化する鳥獣被害については、被害額はもとより営農意欲の減退等、農業・農村への影響は甚大である。

本道においては、令和2年度において50億円の被害が生じており、特にエゾシカによる被害が大きく、次いでヒグマ、キタキツネなど在来種による被害が大きい。また、近年では外来種であるアライグマによる被害も増加傾向にある。

このため、農作物への食害を防止するため、電気牧柵等の設置によるほ場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も不可欠であることから、「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、十分な予算を確保すること。

また、抜本的に改善するため鳥獣被害の具体的な削減目標を掲げる新たな対策を構築すること。

さらに、ヒグマによる人的被害があった場合などにおける自衛隊への災害派遣要請が簡易に行えるような支援施策の構築を検討すること。

(3) 産業動物に従事する獣医師の確保対策

酪農・畜産経営が大規模化する中、産業動物に従事する獣医師の不足が深刻化している。

令和3年6月18日に閣議決定された規制改革実施計画により、獣医師による家畜の遠隔診療を初診から可能とする対応がとられているが、治療行為が必要となる場合の抜本的改革とはなっていないのが現状である。

このため、産業動物に従事する獣医師の確保対策について強化すること。

(4) スマート農業のための環境整備

本道における基幹的農業従事者の65歳以上の割合は、40%を超えている状況にある。

農林業センサスでは、70歳を境に基幹的農業従事者数が減少することから、本道においては、間もなく大規模離農が発生する可能性が高い。

こうした状況を緩和するためには、スマート農業等、最先端技術の導入により離農年齢を引き上げることが必要である。

しかしながら、人口が密集しない農村部の多い本道においては、スマート農業の展開に必要な5Gエリアが未整備な地域も多い状況にある。

そのため、早急に無線基地局の整備など農地における情報通信環境整備を促進すること。

(5) 自然災害等による農業被害への支援対策

大規模自然災害に備えた防災・減災対策として、国営かんがい排水事業や治水・治山事業等の推進、また、老朽化した明渠など農業用インフラに伴う再整備の迅速化、さらに交通・物流・情報など重要インフラの強靱化を図ること。

あわせて大規模停電など災害時の重要な電力供給源となるバイオガスプラントについては、送電網等に伴う空き容量の確保と新規接続の推進、施設整備に係る補助の拡充と要件緩和をすすめること。

(6) 原子力発電と核廃棄物

本道は、一次産業を基幹産業として観光業や食品加工業など幅広い関連産業と深く結びついて発展してきた。

原子力発電や核廃棄物等において、事故・災害が発生した場合、基幹産業である一次産業をはじめ、観光業等においても甚大な被害をもたらすことから、原子力発電の稼働・建設、核廃棄物の処理等の判断については、慎重に行うこと。

令和5年度 農業政策・予算に関する要請活動の実施について

【実施時期】

令和4年5月30日（月）11：00 ～ 6月1日（水）15：00

【実施手法】

北海道選出国會議員の議員室等を訪問して対面により実施する。

【実施人員】

多田会長・中谷副会長・南副会長・乾専務・事務局（1名）に加え、常設審議委員（1号（各地方農業委員会連合会から選出されている委員））の希望者（出席可能な者）の内、6名程度の人員で実施するものとする。

※ 希望者については、書面議決書に記載して頂くものとします。

※ 希望者が6名以上となった場合は、農業会議の予算（旅費）の関係上、地区（作物）に偏りが出ないように調整させていただきます。

【要請活動のイメージ】

- 2班体制による要請活動をイメージ
- 会長・副会長による挨拶 ⇒ 事務局による説明 ⇒ 意見交換

第1班	第2班
多田会長	中谷副会長 南副会長
常設審議委員3名程度	常設審議委員3名程度
専務or職員	専務or職員

※ 5月31日については、全国農業委員会代表者集会が開催されることから、多田会長は全国対応となります。